

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830002

研究課題名（和文） 司法による生存権の保障及び促進の可能性-日米台の整合的研究

研究課題名（英文） Courts and Realization of the Right to a Decent Life

研究代表者

鄭 明政 (CHENG MING-CHENG)

北海道大学・大学院法学研究科・助教

研究者番号：00615099

研究成果の概要（和文）：生存権の段階的保障を憲法に基礎づけるためには、「人権のパンチ力」を維持しようと試みる「切り札としての人権論」よりも、基本権の実現の最大化を図る理論を構成すべきである。このことは、台湾の憲法 15 条の生存権条項だけでなく、22 条の包括的条項や人間の尊厳からも導かれる。社会的弱者に適切な配慮がなされたかどうかを狭く深い引導的な司法審査することにより、生存権の段階的保障を促進できるように思われる。

研究成果の概要（英文）：

This study argues that fundamental rights should be compared to trump human rights theory, to do the maximum to achieve in order to of more effective protection of the right to a decent life. Article 15, Article 22 of the Constitution of Taiwan, and Human Dignity should be able to export such a theory. A narrow and deep judicial review should promote the protection of the right to a decent life step by step.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：台湾、生存権、立法裁量、違憲審査、社会権の段階的本質、権利実現の促進機能

1. 研究開始当初の背景

現在の生存権をめぐる議論は、生存権が法的権利であることを前提として、違憲審査基準論や立法裁量の是非の問題に移行しつつある。しかし、本来、社会的・経済的弱者に救済のルートを提供するはずの生存権理論は、曖昧な抽象的権利説と絶対的権利観や権

利の価値序列論に基づいた審査基準論（二重の基準論や立法裁量論）のもとで、生存権条項の審査機能を実質的に失ってしまった。日本の学界では、往々にして審査基準の厳格化や裁量の統制や最低生活水準の確定等を強調し、下限統制の生存権論にとどまり、経済不況の現在における社会給付水準の引き下

げに対して何の機能も発揮できない。このような防戦的な生存権論には以下の問題があると考えている。

(1) 生存権の規範内容及びその違憲審査基準は依然として不明確である。

(2) 抽象的個人像・中立的国家観・人権の普遍性に立脚した通説の生存権・基本的人権論では、憲法上の権利の範囲や射程がごく狭く限定され、権利と公益との比較衡量も軽視されやすくなり、権利の発展・向上を阻害しやすい。

(3) 社会保障立法が数多く存在しているにもかかわらず、社会給付請求権の法的性質及び生存権・憲法との関係を十分に明らかにしていない。

(4) 年金財産保障や平等保護のアプローチからの生存権研究の蓄積が非常に欠如している。以上の問題が、生存権訴訟における審査の密度と立法裁量の広狭判断、及び生存権保障の充実・拡大に大きく影響を与えると考えられるから、本研究は、「社会権の段階的性質による生存権の多層化」の構想を用い、日米台の比較研究を通して現代社会における生存権保障のありかたを探っていく。

2. 研究の目的

近時の生存権訴訟においては、広汎な立法裁量論が採用された結果、社会保障の権利性が弱体化し、生存権条項の持った違憲審査機能も失われてしまった。そこで、社会的・経済的弱者が実質的な「救済」を得られない従来の生存権理論を克服するために、本研究が、司法による権利救済の立場から、生存権条項を中心として「人格的自立論」に基づく生存権理論を検証する。それとともに「強い人間像」に立脚した人権論の問題を指摘することにより、弱者に対する権利の実効的救済を可能にする司法審査の方法を模索していく。具体的には、日米台の生存権（理論）を比較法的に検討し、各国の生存権の構造及び判例実務を分析し整合的に理解することにより、現在の生存権理論を再構成し、実効的な権利保障及び実際の憲法訴訟に資することを試みる。

3. 研究の方法

(1) 日本・アメリカ・台湾における生存権訴訟を国際的なレベルで整合させ、対象諸国の実務、理論及び社会的背景を考察するとともに、社会的弱者を包摂しうる人権保障のあり方を模索し、生存権の理論的仮説の精緻化を図る。

(2) 資料の分析と考察を経て、社会権の「段

階的本質」の特徴を明らかにし、生存権の内容及び規範の多層化を論証し、立法裁量を有する権利実現促進機能の可能性を探る。

(3) 法律、政治学、哲学の研究者から提起されている生存権に関する論述・知見を共有した上で、国内外の研究ネットワークにおいて公表・意見交換を行う。

(4) 新たな「平等的公民権」のアプローチを用いて生存権訴訟における違憲審査基準の厳格度を強化するとともに、反差別・反従属の新しい平等理論を本研究の射程に入れ、学会等からのフィードバックを得て、統合的な生存権理論を完成させる。

4. 研究成果

(1) 本研究は、生存権の権利構造を「積極的な生命保護」、「最低限度の生活保障」および「快適な生活の追求」の3層にわけ、「積極的な生命保護」と「最低限度の生活保障」を主観的権利として、審査基準の厳格化を試みるほかに、「快適な生活の追求」は動的な概念であり、「憲法委託」のような客観法的枠組みで把握することによって、弱い規範にもかかわらず、政治部門の負うべき「法的義務」があると主張した。このように、生存権の司法審査には一律に緩やかな審査基準を適用すべき合理的な理由はないということになる。

(2) 本研究は、台湾憲法における基本国策という社会保険制度や社会給付措置などの規定は、憲法15条の生存権を実現するための手段を提示したものと解し、社会給付請求権を主観的権利とするために15条の生存権と基本国策を一体化して把握しなければならないと結論づける。

(3) 以上の提示した理論を整合的に検証するため、本研究は、2012年8月に北海道大学公法研究会で「格差社会における社会権保障の現状と問題点」という国際研究集会を開催し、許慶雄氏（台湾・淡江大学教授）からは、現在の台湾における社会権保障の実態と顕在化している問題を紹介していただいた。黄舒芃氏（台湾・中央研究院副研究員）からは、自由権を制約する法律と財産権を制約する法律について展開された台湾の司法院の大法官解釈における立法裁量論を比較しつつ、社会保障立法に対する大法官会議の姿勢について報告していただいた。周宗憲氏（台湾・国立勤益科技大学助理教授）からは、台湾の社会救助法や全民健康保険制度について、憲法の視点からその運用における問題を指摘していただいた。（北大法学論集63巻5号に掲載した）

(4) 本研究は、「快適な生活の追求」という弱い規範に対する司法審査については、裁判

所には政治部門の理由提示と説明責任を促す司法審査の手法に着目し、司法による弱い救済のインセンティブを引き起こす効果があると主張する。それに加えて、憲法規範の枠組みのもとで生存権と立法裁量が対立的な概念ではなく、むしろ、引導的・説明的な司法審査を通して、立法裁量は「基本権の最大化」を促す機能を有すると結論づける。

(5) 本研究は、提示した生存権の多層的権利・規範論を具体的な憲法訴訟でいかなる実践に主眼し、日米台の学説・判例の整合的に分析により、立法裁量を肯定する前提として司法審査においても、立法「プロセス」が憲法の課している義務に合致するかどうかを審査すべきであると主張し、既存の社会保障立法と生存権との関係を中心に生存権の段階的保障を促進しうる対話式・論証的な司法審査の方法が必要であると論じた。すなわち、国民経済の発展に応じた生存権の段階的保障を憲法に基礎づけるためには、「国家からの自由」を前提に「人権のパンチ力」を維持しようとする「切り札としての権利論」よりも、基本権の実現の最大化を図る理論を構成すべきである。このことは、台湾の憲法15条の生存権条項だけでなく、22条の包括的条項や「人間の尊厳」からも導かれる。権利主体を拡大し、社会福祉を重要な公共的価値とし、社会的弱者を包摂しうる人権保障のあり方を確立することにより、司法審査における審査基準もより厳格化しうる。立法裁量を前提とする司法審査においても、立法府での審議過程において社会的弱者に適切な配慮がなされたかどうかを狭く (narrow) 深い (deep) 引導的な司法審査することにより、生存権の段階的保障を促進できるように思われる。

以上の具体的な業績としては、鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に——(1)～(4)」北大法学論集63巻3号、63巻6号、64巻1号、64巻2号に掲載した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性(4)——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に」北大法学論集第64巻2号掲載確定(2013年7月) 査読無。

- ② 鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性(3)——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に」北大法学論集第64巻1号(2013年5月)1-64頁。査読無。
- ③ 鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性(2)——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に」北大法学論集第63巻6号(2013年3月)、15-40頁。査読無。
- ④ 鄭明政「司法による生存権の保障及び権利促進の可能性(1)——日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心に」北大法学論集第63巻3号(2012年9月)、233-272頁。査読無。

[学会発表] (計4件)

- ① 鄭明政「国際人権条約中有關社會權保障的裁判適用——從日本外國人年金訴訟看國內法院援引國際人権條約的可能性」中華民國國際法學會民國101年年會暨學術研討會，中華民國國際法學會主辦，台灣・台北市，政治大學，2012年12月8日。
- ② 鄭明政「[判例評釈]生活保護開始決定義務づけ等請求控訴事件(永住外国人の生活保護訴訟)」福岡高裁2011年11月15日判決(平成22年(行コ)第38号)、北海道大学公法研究会、札幌市、北海道大学、2012年5月11日。
- ③ 鄭明政「[判例評釈]堀越事件控訴審判決(東京高裁平成22年3月29日判決)」北海道大学公法研究会、札幌市、北海道大学、2011年12月16日。
- ④ 鄭明政「日本老年醫療制度改革の變遷——一個法學上的觀察與檢討」第二屆日本研究中心聯會年會暨2011年東亞區域發展國際學術研討會，日本研究中心聯合會主辦，台灣・台中市，台中技術學院(現台中科技大學)，2011年11月21日。

[図書] (計1件)

- ① 鄭明政，從日本限制公務員政治活動之違憲審查談近時判例的新動向，收於：羅承宗等編「許志雄教授六秩華誕祝壽論文集(仮題)2013年6月出版予定。

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鄭 明政 (CHENG MING-CHENG)

北海道大学・大学院法学研究科・助教

研究者番号：00615099

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし